

介護老人保健施設

- 1 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で開設許可の見込みが確実であること。
 - 2 協力病院が近隣に所在すること。
 - 3 申請地は、次に掲げる区域を含まないこと。
 - (1)地すべり等防止法の規定により指定された地すべり防止区域
 - (2)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
 - (3)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定により指定された土砂災害警戒区域
 - (4)水防法の規定による浸水想定区域のうち最大浸水深が3.0メートル以上の区域
 - 4 申請地に最大浸水深が0.5メートル以上3.0メートル未満の浸水想定区域を含む場合は、建築物の高床化や盛土等の対策を行い、全ての入所利用者の居住予定の居室（注）が浸水しないこと。
 - 5 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。
- 注 建築基準法第2条第4号に定める居室（居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室）をいう。